

総務副大臣

鈴木 淳 司 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和元年8月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	藤	縄	喜	和
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	山	田	延	孝
鳥	取	県	町	村	宮	脇	正	道
鳥	取	県	町	村	秦	伊	知	郎
議	会	議	長	会	長	長	知	郎
議	会	議	長	会	長	長	知	郎
議	会	議	長	会	長	長	知	郎
議	会	議	長	会	長	長	知	郎

地方創生の着実な推進について

《提案・要望の内容》

- 地方から東京圏への人口流出について、2018年においても13万人超の転入超過となるなど東京一極集中の改善が見られないことから、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、引き続き「東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」ことを基本目標として掲げるとともに、その達成に向けて、政府として自ら、これまで以上に大胆に取り組むこと。
- 政府関係機関・企業・大学の地方分散を進めるなど、地方の人口流出に抜本的な対策を講じること。特に政府関係機関については、第2弾の移転検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として大胆かつ継続的に進めること。
- 地域の実情に応じた取組を地方が継続的かつ主体的に進めていくために、現在、策定に向けて検討が進められている第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、十分な一般財源総額を確保すること。
- 地方創生推進交付金について、十分な規模を確保して継続するとともに、国と地方の協議の場を活用するなど、地方の意見を踏まえた大胆な制度改正を行うこと。

1 地方の実情に沿わない申請要件、用途の制約の廃止を

- ・ 重要先駆性の申請要件において各自治体規模等の実情が加味されておらず、地方創生に資する事業であっても必要条件を満たすことが難しい。
 - ・ 募集開始から申請締切までの期間が短く、効果的な計画を練り上げられないまま申請せざるを得ないケースもある。
 - ・ 旅費等、地方創生を進める中で必要な経費が交付対象外となっており、事業遂行の妨げとなっている。
- ⇒ 各地域の実情に応じた課題の解決に向けて、自主性・主体性を活かした取組が行えるよう、制約の大胆な排除が必要。

2 財政力に応じた交付率の引き上げを

- ・ 1/2の地方負担が必要であることから、財政力が弱い団体は大胆な取組を躊躇せざるを得ない。
- ⇒ 事業を継続的、安定的、より効果的に実施していくためにも、財政力に応じた交付率の引き上げ等が必要。

【参考】交付金制度に係る県内市町村からの意見

- ・ 重要先駆性の要件を満たすことが難しい。自治体規模や地域実情の違いにより、官民連携や地域間連携が困難となり、交付金活用の妨げとなっている。
- ・ 交付申請の期間が短いため、関係者で十分協議し、効果的な連携を構築することが困難であるとともに、実施計画書と地域再生計画の認定申請書類作成が必要なため、事務の負担が大きい。
- ・ 事業を継続的、安定的、より効果的に実施していくためにも、2分の1の地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付していただきたい。

地方税財源の充実・強化について

《提案・要望の内容》

【地方交付税関係】

- 本県のような人口規模の小さな団体においては過去の消費税率引上げを踏まえても、地方税と地方交付税等を合わせた一般財源は減少しており、景気回復も相まって税収が増加している都市部の団体との財政力格差が大幅に拡大している。
ついては、地方法人課税の偏在是正により生じる財源については、その全額を地方財政計画の歳出に計上するとともに、産業活性化や地方創生等に必要な財源として地方部に重点的に配分すること。
- 上記の状況は地方交付税の財源調整機能が十分に機能していないことによるものであり、地方交付税総額の確保と併せ、個別の団体ごとに見ても必要な財源を確実に確保することができるよう、これまで以上に地方交付税の財源調整機能の充実・強化を図り、地方創生に向けた財政基盤を整えること。
- 幼児教育の無償化や高等教育の無償化に当たっては、個別団体ごとに保育所等の入所児童数や公・私比率、公立大学や私立専門学校の設置状況が異なることを踏まえ、今後の地方交付税の算定においては、各団体の財政需要を的確に把握し、必要な財源措置を行うこと。
- 臨時財政対策債の残高が累増していることから、地方交付税の法定率引上げにより交付税原資を確保し、臨時財政対策債の縮小・廃止に努めること。
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。
- 地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用等を確保するための地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度より「会計年度任用職員」制度が新たに導入され、期末手当の支給などが可能とされたが、これにより生じる地方自治体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

【税制関係】

- 平成31年度与党税制改正大綱で、電気供給業及びガス供給業の法人に対する法人事業税の収入金額課税について、「付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされているが、見直しは地方税収に大きな影響を及ぼすため、引き続き現行制度を堅持すること。
- ゴルフ場利用税は平成31年度税制改正大綱で「長期的に検討する」とされたが、県及び所在市町村の貴重な財源であることから、引き続き現行制度を堅持すること。
- 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について、年金受給者に対し、より一層の周知・啓発を図ること。

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う 新たな法律の制定について

《提案・要望の内容》

○「過疎地域自立促進特別措置法」は令和2年度末に期限を迎えるが、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援の充実・強化が必要であることから、新たな時代に対応した過疎対策法を制定すること。

※現行法の過疎地域自立促進特別措置法は、令和2年度末で失効予定であるが、人口減少や少子高齢化の進展により地域の活力の低下が進む等、過疎を取り巻く状況は厳しさを増しており、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化していくことが必要である。

<参考>

(1) 鳥取県内の過疎地域の現状

ア 過疎地域指定市町(12/19市町村)

鳥取市(旧用瀬町、旧佐治村、旧青谷町)、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町(旧八東町)、三朝町、湯梨浜町(旧泊村)、大山町、伯耆町(旧溝口町)、日南町、日野町、江府町

イ 過疎地域の現状(平成27年国勢調査)

		過疎関係市町村	全市町村	過疎地域の割合
全国	市町村数	817	1,718	47.6%
	人口(人)	10,878,797	127,094,745	8.6%
	面積(k㎡)	225,468	377,971	59.7%
鳥取県	市町村数	12	19	63%
	人口(人)	78,167	573,441	13.6%
	面積(k㎡)	1,981	3,507	56.5%

(2) 「過疎対策の実施状況に関する調査」に係る鳥取県内の市町村の回答内容

(平成30年度総務省実施)

- 過疎地域を抱える市町村は財政的に余裕があるわけではないので、今後も税制措置や補助のかさ上げ、過疎対策事業債での交付税措置等を継続して行い、支援の土台としてしっかりとした過疎対策を行ってほしい。
- 過疎対策事業を引き続き強力で推進していただき、県や市町村の活動を支援していただきたい。特に過疎債の措置は町独自で実施する施策の重要な財源となっており、制度の継続を強く要望する。
- 事業を実施する地方自治体の実情をしっかり認識、把握し、事業実施に係る財政的な支援をお願いしたい。